

2021 年 8 月 17 日

各位

名古屋市中区栄三丁目 33 番 13 号
株 式 会 社 中 京 銀 行

「未利用口座管理手数料」の新設について

中京銀行（頭取 小林 秀夫）は、2021 年 11 月 1 日（月）より、普通預金口座（総合口座含む）を対象に「未利用口座管理手数料」を新設いたしますので、お知らせします。

本手数料は、犯罪につながる可能性が高い長期間ご利用のない口座について、不正利用被害を防止するために導入するものです。

対象となるお客さまには、この費用の一部をご負担いただくこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

＜未利用口座管理手数料の概要＞

対象口座	次の（１）（２）の両方に該当する口座 （１）普通預金口座（総合口座を含む） ・2021 年 10 月 31 日以前に開設された口座を含みます。 （２）残高 1 万円未満で、最後のお預入れまたはお引出し（利息入金、未利用口座管理手数料の引落しは除く）から 2 年以上（※）、お預入れまたはお引出しがない普通預金口座 ・ただし、当該口座と同一のお取引店（同一のお客さま番号）で、他にお預かり資産（定期預金、投資信託、国債、保険契約、外貨預金）がある場合や、お借入れがある場合は対象となりません。
手数料額	年間 1,320 円（税込）
未利用口座に対する取り扱い	・対象となった口座をお持ちのお客さまのお届け住所に「ご案内」を発送いたします。 ・「ご案内」から 3 ヶ月経過後も、ご利用またはご解約がない場合、未利用口座管理手数料を、毎年 1 回、当行所定の方法で口座から引落しします。 ・入出金などにご利用またはご解約される場合、未利用口座管理手数料はかかりません。 ・未利用口座管理手数料引落しの際、残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、預金残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約します。 ・未利用口座管理手数料の返却は致しません。また、解約となった口座の再利用はできませんので、あらかじめご了承ください。

（※）2021 年 10 月 31 日以前の期間は、未利用期間に含めません。

以上